

平成 25 年 5 月 24 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ダイワ・グローバル高利回り CB ファンドⅡ 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし

当社は、6 月 28 日に「ダイワ・グローバル高利回り CB ファンドⅡ 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

### 1. ファンドの特色



#### 魅力的な利回り水準を有する世界のCBに投資します。

CBへの投資にあたっては、以下の方針を基本とします。

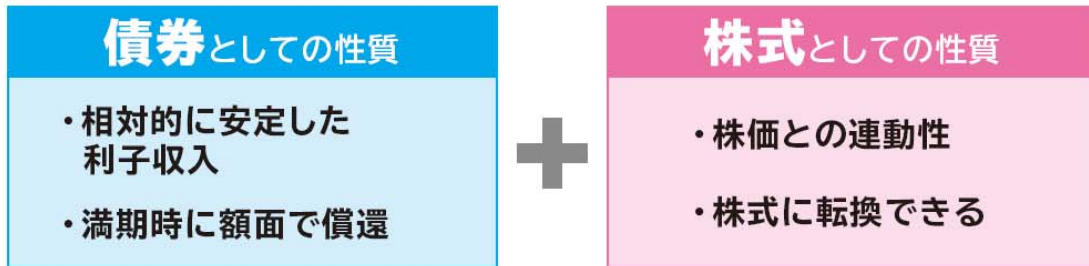
- **信託期間（3年）内に償還日を迎えるCBに投資します。**  
(注) プットオプション付CBにおいては、権利行使日を償還日とみなす場合があります。
- **ポートフォリオの構築にあたっては、利回り水準に加えて、投資地域の分散、残存期間、信用リスク、流動性等を勘案して行ないます。**
- **買付けたCBは、当該CBの償還日まで保有することを基本とします。**
- **CBの償還金については、信託期間内に償還日を迎えるCBに再投資することをめざします。**  
(注) 市況、発行動向等によっては残存期間の短い債券や短期金融商品への投資を行なう場合があります。

※市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行なわれない場合があります。

#### CBとは

- ◆ **CB (Convertible Bond) とは、転換社債のことを指し、一般に、あらかじめ定められた価格（転換価格）で株式に転換できる社債をいいます。**
- ◆ **CBは、一般に、株式と債券の両方の性質を併せ持っています。**  
(注) CBの中には通常の償還日とは別に、CB保有者がCBの満期前に償還を請求できる権利（プットオプション）が付与されているものがあります。

### 一般的なCBの性質

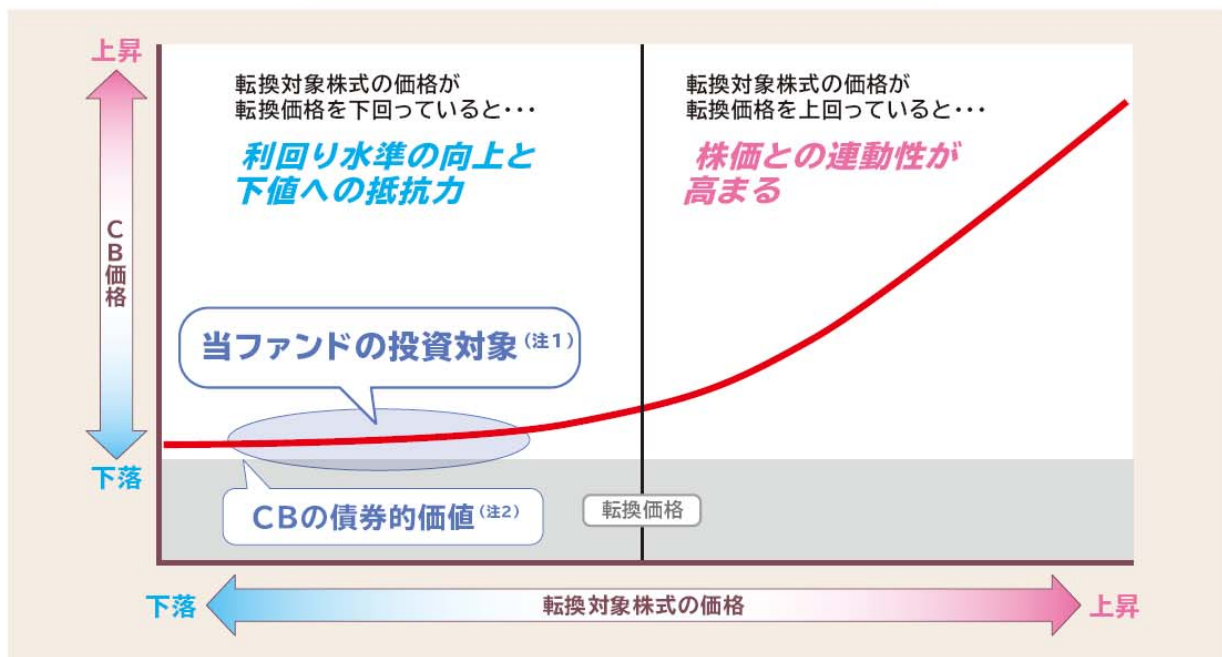


※発行体の信用状況等によっては、利息を受取ることができない場合や、額面で償還されない場合があります。  
※上記は一般的なCBの性質について説明したものであり、実際のCBの性質すべてを網羅したのではなく、これに当てはまらない場合もあります。

### CBの価格変動の特徴

- ◆ 転換対象株式の価格が**上昇**すると、CBの値動きと転換対象株式の値動きの連動性が高くなる傾向があります。
- ◆ 転換対象株式の価格が**下落**すると、CBの値動きと転換対象株式の値動きの連動性が低くなり、債券的価値がCBの価格を下支えする傾向があります。

### CBの価格変動のイメージ



(注1) 取得時において、このゾーンにあるCBが当ファンドの投資対象です。

(注2) CBの債券的価値は、市場金利や発行体の信用状況等によって変動するため、必ずしも一定ではありません。

※上記はCBの価格変動についてわかりやすく説明するためのイメージであり、実際の価格変動とは異なる場合があります。

運用は、クレディ・スイスAGが行ないます。

クレディ・スイスAGについて

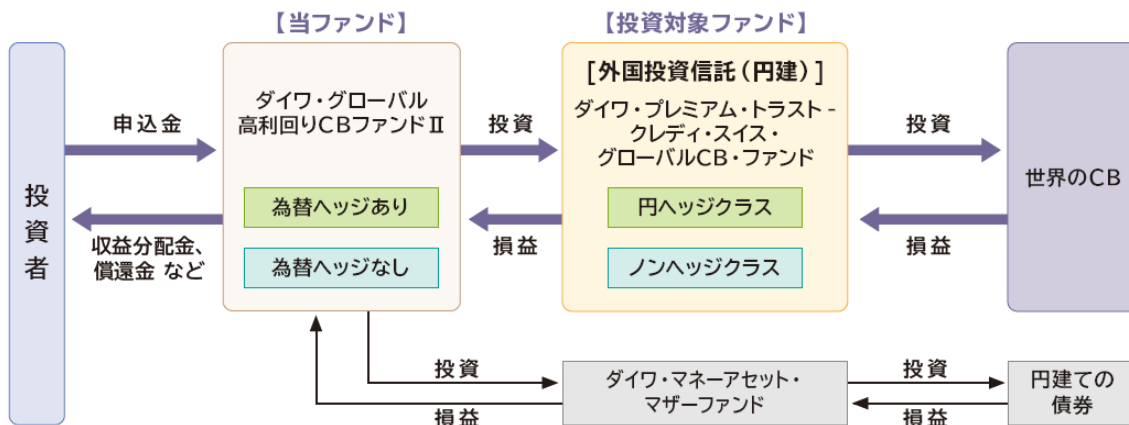
- ◆クレディ・スイスAGはクレディ・スイス・グループの一員で、1856年にスイスで設立された世界有数の金融機関です。
- ◆クレディ・スイス・グループは、世界50カ国以上に拠点を持ち、インベストメント・バンキング、プライベート・バンキング、アセット・マネジメント事業を世界中で展開し、アドバイザリー・サービス、包括的なソリューション、革新的な商品を経営中の法人および富裕層個人顧客に提供しています。

クレディ・スイスAGのCBの運用について

- ◆株式会社アナリストおよびクレジットアナリストからの分析・情報に加えて、クオンツ分析等を用いたCB運用チーム独自の分析を総合的に活用し、運用を行ないます。

ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆外国投資信託の受益証券を通じて、世界のCBに投資します。



- 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

## 2

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

### 為替ヘッジあり

- ◆ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。  
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

### 為替ヘッジなし

- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。  
※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

- 設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

## 3

購入の申込みは、平成25年6月27日までとなります。

(注) 当ファンドは単位型のため、申込みの受付は上記の期間のみとなります。

## 4

毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

(注) 第1計算期間は、平成26年3月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

### 【分配方針】

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額から分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

<p><b>転換社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</b></p>	<p>転換社債の価格は、転換対象とする株式等の価格変動や金利変動等の影響を受けて変動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転換社債の市場は、上場株式等の市場と比較して一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる傾向があると考えられます。</li> <li>・新興国の株式を転換対象とする転換社債には、一般に中小型株式を転換対象とするものが多く、大型株式を転換対象とする転換社債と比較して価格変動が大きくなる傾向があると考えられます。</li> </ul> <p>転換社債の価格は、発行企業の信用状況によっても変動します。特に、発行企業が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、転換社債の価格は下落します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新興国の株式等を転換対象とする転換社債は、先進国の株式等を転換対象とする転換社債と比較して、一般に価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。</li> <li>・格付けの低い、および格付けの無い転換社債は、格付けが高い転換社債と比較して、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。</li> </ul> <p>組入転換社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p><b>為替変動リスク</b></p>	<p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。</p> <p>「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p>
<p><b>カントリー・リスク</b></p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 <b>3.15% (税抜 3.0%)</b> です。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して <b>年率 1.1865% (税抜 1.13%)</b> ※運用管理費用は、毎計算期末、途中換金および信託終了のときに信託財産中から 支弁します。
委託会社	年率 0.42% (税抜 0.40%)
販売会社	年率 0.735% (税抜 0.70%)
受託会社	年率 0.0315% (税抜 0.03%)
投資対象とする 投資信託証券	年率 0.67%程度 ※この他に「ダイワ・プレミアム・トラストー クレディ・スイス・グローバル CB・ファンド」に 対して、固定報酬として年額 12,500 米ドルがかかります。
実質的に負担する運用 管理費用	<b>年率 1.8565% (税込)程度</b> (純資産総額によっては上回る場合があります。)
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する 費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料 率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	ダイワ・グローバル高利回り CB ファンドⅡ 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし
購入の申込期間	平成 25 年 6 月 12 日から平成 25 年 6 月 27 日まで
購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	1 万口当たり 1 万円
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンド ンの銀行またはチューリッヒの銀行のいずれかの休業日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が 定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後 3 時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない 事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成 25 年 6 月 28 日から平成 28 年 6 月 27 日まで

<b>繰上償還</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。</li> <li>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> <li>●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行いません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。</li> </ul>
<b>決算日</b>	<p>毎年3月10日および9月10日（休業日の場合翌営業日）            （注）第1計算期間は、平成26年3月10日（休業日の場合翌営業日）までとします。</p>
<b>収益分配</b>	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
<b>信託金の限度額</b>	各ファンドについて550億円とし、合計で550億円を上限として募集を行いません。
<b>公告</b>	電子公告の方法により行ない、ホームページ [ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ] に掲載します。
<b>運用報告書</b>	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
<b>課税関係</b>	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
<b>販売会社</b>	大和証券
<b>受託銀行</b>	みずほ信託銀行

5. その他

詳しくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上